



秋田県公報

目次

ページ

規則

○租税特別措置法施行細則の一部を改正する規則(五四・都市計画課)……………1

規則

租税特別措置法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年九月二十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第五十四号

租税特別措置法施行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法施行細則(昭和四十九年秋田県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改める。

第八条中「第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ及び第六十二条の三第四項第十五号ハ」に、「第三十一条の二第二項第十四号及び第六十二条の三第四項第十四号」を「第三十一条の二第二項第十五号及び第六十二条の三第四項第十五号」に改める。

第十条第一項中「第三十一条の二第二項第十五号二」を「第三十一条の二第二項第十六号二」に、「第六十二条の三第四項第十五号二」を「第六十二条の三第四項第十六号二」に改め、同条第二項第十六号中「第二条第三十二号」を「第二条第三十三号」に改め、同条第三項中「第三十一条の二第二項第十五号二又は第六十二条の三第四項第十五号二」を「第三十一条の二第二項第十六号二又は第六十二条の三第四項第十六号二」に改める。

号二又は第六十二条の三第四項第十六号二」に改める。
第十三条第一項及び第十五条第一号中「第二十条の二第二十一項」を「第二十条の二第十三項」に、「第三十八条の四第二十項」を「第三十八条の四第二十二項」に改める。

附則

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第十九号)の施行の日から施行する。ただし、第十条第二項第十六号の改正規定は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄